

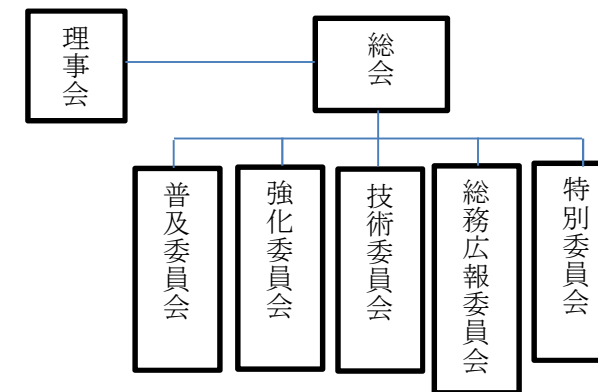
現状	改定案	備考
<p>青森県トライアスロン協会規約</p> <p>第一章 総則</p> <p>第1条【名称及び所属地】</p> <p>1. 本会は「青森県トライアスロン協会」と称する。</p> <p>2. 本会事務局は次におく。</p> <p>〒 036-8082</p> <p>弘前市大字福村字新館添10-9</p> <p>TEL 080-6002-9479 FAX 0172-27-0740</p>	<p>第一章 総則</p> <p>第1条【名称及び所属地】</p> <p>1. 本会は「青森県トライアスロン協会」と称する。</p> <p>2. 本会の主たる事務所は事務局長の在籍地におく。</p>	
<p>第2条【目的】</p> <p>本会は、青森県内のトライアスロン、デュアスロン及び関連競技(以下、トライアスロン競技等という)を統括し、唯一代表する団体として、トライアスロン競技等の普及および振興を図り、もって会員の心身の健全な発展に寄与することを目的とする。</p>	<p>第2条【目的】</p> <p>本会は、青森県内のトライアスロン、デュアスロン<u>等の複合競技及び複合競技を構成する競技</u>(以下、トライアスロン競技等という)を統括し、唯一代表する団体として、トライアスロン競技等の普及および振興を図り、もって会員の心身の健全な発展に寄与することを目的とする。</p>	
<p>第3条【事業】</p> <p>前条の目的を達成するため本会は次の事業を行なう。</p> <p>1. トライアスロン競技等に関する研究及び指導。</p> <p>2. トライアスロン競技等普及のための組織の充実。</p> <p>3. トライアスロン競技等の競技運営、技術、科学、医学面等の研究。</p> <p>4. トライアスロン競技等普及のための一般スポーツ愛好者への参加呼びかけ。</p> <p>5. トライアスロン競技等に関する講習会等の開催及び指導者の育成。</p> <p>6. トライアスロン競技等に関する競技会の主催、共催、公認、後援、主管、協力等。</p> <p>7. トライアスロン競技等に関する国内もしくは国際競技大会等に対する県代表参加選手の選定と推薦。</p> <p>8. トライアスロン競技等に関するローカルルール、開催規則その他必要な規則の制定。</p> <p>9. トライアスロン競技等に関する審判の養成と派遣。</p> <p>10. トライアスロン競技等に関する機関誌及び刊行物の発行。</p> <p>11. その他、本会の目標達成のための必要な事業。</p>	<p>第3条【事業】</p> <p>前条の目的を達成するため本会は次の事業を行なう。</p> <p>1. トライアスロン競技等に関する研究及び指導。</p> <p>2. トライアスロン競技等普及のための組織の充実。</p> <p>3. トライアスロン競技等の競技運営、技術、科学、医学面等の研究。</p> <p>4. トライアスロン競技等普及のための一般スポーツ愛好者への参加呼びかけ。</p> <p>5. トライアスロン競技等に関する講習会等の開催及び指導者の育成。</p> <p>6. トライアスロン競技等に関する競技会(記録会含む)の主催、共催、公認、後援、主管、協力等。</p> <p><u>ただし、協力依頼がない競技会等の開催決定後の関与はしない。</u></p> <p>7. トライアスロン競技等に関する国内もしくは国際競技大会等に対する県代表参加選手の選定と推薦。</p> <p>8. トライアスロン競技等に関するローカルルール、開催規則その他必要な規則の制定。</p> <p>9. トライアスロン競技等に関する審判の養成と派遣。</p> <p>10. トライアスロン競技等に関する機関誌及び刊行物の発行。</p> <p>11. その他、本会の目標達成のための必要な事業。</p>	

現状	改定案	備考
<p>第二章 会員</p> <p>第4条【会員】</p> <p>本会の会員は、国籍・性別・年齢を問わず原則として青森県内に在住し、年度会費を納入したトライアスリート、デュアスリート及び関連競技者などの心身共健全なスポーツ愛好者をもって構成する。</p>	<p>第二章 会員</p> <p>第4条【会員】</p> <p>本会の会員は、国籍・性別・年齢を問わず原則として青森県内に在住し、年度会費を納入したトライアスリート、デュアスリート及び関連競技者などの心身共健全なスポーツ愛好者をもって構成する。</p>	
	<p>第5条(会員の種別)</p> <p>本会の会員は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 正会員 本会の主旨に賛同し入会した個人であり、JTU経由で登録した個人を含む。</p> <p>(2) 審判資格会員 審判資格を有する正会員</p> <p>(3) 審判員 審判活動のみの会員であり、会費が優遇される。</p>	
	<p>第6条(入会)</p> <p>1 本会に入会する者は、入会申請書を本会に提出し、本会会長の承認を得て会員となる。</p> <p>2 審判員は、入会の手続きを要せず本人の承諾をもって会員とする。</p>	
	<p>第7条(入会金及び会費)</p> <p>1 入会金及び会費については、別途総会の議決をもって定める。ただし、審判員については、入会金及び会費を納めることを要しない。</p> <p>2 既納の入会金及び会費は、いかなる事由があっても返還しない。</p>	
	<p>第8条 (資格の喪失)</p> <p>会員は、次の事由によってその資格を喪失する。</p> <p>(1) 退会したとき</p> <p>(2) 死亡したとき</p> <p>(3) 本会が解散したとき</p> <p>(4) 継続して会費を2年以上納入しなかったとき</p> <p>(5) 除名されたとき</p>	
	<p>第9条(退会)</p> <p>会員が退会しようとするときは、その事由を付して退会届を本会に提出しなければならない。</p>	
	<p>第10条(除名)</p> <p>会員が次の各号の一に該当するときは、総会の決議を経てこれを除名する。</p> <p>(1) 本会の名誉を傷付けたとき又は本会の目的に違反する行為があったとき</p> <p>(2) 合法的な行為であっても、社会通念上受け入れられない行為であり、本会の信用を失墜させる行為があったとき</p> <p>(3) 本会の会員として義務に違反したとき</p>	

現状	改定案	備考
<p>第三章 役員</p> <p>第5条【役員】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 会長1名 2) 副会長1～2名 3) 理事長1名 4) 副理事長2名 5) 理事(理事長、副理事長、事務局長を兼ねることを妨げない)若干名 6) 事務局長 7) 監査役1～2名 	<p>第三章 役員</p> <p>第11条【役員】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会長1名 2. 副会長1～2名 3. 理事長1名 4. 副理事長2名 5. 理事(理事長、副理事長、事務局長を兼ねることを妨げない) 12名以内 6. 事務局長1名 7. 監事1～2名 	
<p>第6条【役員の選任】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 理事は本会会員の中から理事会で選任し、承認を得るものとする。ただし、学識経験者を理事に委嘱する場合は、理事会が推挙し、かつ会長の承認を得ることとする。 2. 会長、副会長、事務局長及び監査役は、理事会で推挙する。 3. 理事長、副理事長は理事の互選により定める。 	<p>第12条【役員の選任】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 理事は、本会会員の中から理事会で選任し、承認を得るものとする。ただし、学識経験者を理事に委嘱する場合は、理事会が推挙し、かつ会長の承認を得ることとする 2. 会長、副会長、事務局長及び監査役は、理事会で推挙する。 3. 理事長、副理事長は理事の互選により定める。 	
	<p>第13条【所属団体】</p> <p>本協会の所属団体は、理事会で認定された団体とする。なお、所属団体の存続確認を年度末に実施し、活動の継続の意思が確認できない場合は次年度開始時に除名する。</p>	
<p>第7条【役員の職務】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会長は本会を代表し会務を統括する。 2. 副会長は会長を補佐し、会長不在時はその職務を代行する。 3. 理事長は理事会の決議に基づき業務を掌握し執行する。 4. 副理事長は理事長を補佐し、理事長不在時は理事長があらかじめ指名した順により職務を代行する。 5. 理事は別に定める各部の長及び各委員会の長の職務、もしくは各上部団体の理事及び評議員の職務を分担し、執行する。 6. 事務局長は各上部団体と本会との連絡、理事相互の連絡を密に図り、本会の事務処理を統括し、本会業務を円滑に執行する。 7. 監査役は会計決算に際して事業運営費が会則に基づき適正に運用されているかどうかを監査するものとする。 	<p>第14条(職務)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 会長は本会を統括し代表する。 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職を代理し又はその職務を行う。 3 理事は理事会の構成員として本会運営に参画するとともに、担当する委員会を統括し、運営する(総会の権限に属せしめられたものを除く。) <p>第15条(監事の職務)</p> <p>監事は、本会の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。</p> <p>(1) 本会の財産の状況を監査すること。</p> <p>(2) 役員の実務執行の状況を監査すること。</p> <p>(3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。</p>	<p>総会か理事会かは決めた方がいい。</p> <p>各会の議決事項からは総会が妥当。</p>
<p>第8条【役員の任期】</p> <p>役員任期は2年とする。ただし再任を認める。</p>	<p>第16条(役員任期)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本会の役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。 3 役員は、その任期満了後であっても後任者が就任するまで、なおその職務を行う。 	

現状	改定案	備考
	<p><u>第17条(役員の解任)</u> 役員が次の各号の一つに該当するときは、総会の3分の2以上の議決により解任することができる。</p> <p>(1) <u>心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき</u> (2) <u>職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき</u></p>	
	<p><u>第18条(顧問及び参与)</u> 1 本会には、顧問及び参与を若干名置くことができる。 2 顧問及び参与は、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。 4 顧問は、本会の運営に関する重要な事項について会長又は理事会の諮問に応ずる。なお、顧問は、総会及び理事会に出席して意見を述べることができる。 5 参与は、総会の諮問に応ずる。</p>	
<p>第4章 会議 第9条【総会】 1. 会は全会員で構成し、原則として年一回会長が召集する。 2. 総会は会員の過半数の出席により成立し、議決は出席者の過半数の同意を持って決する。 ただし、欠席者で委任状の提出があった場合は総会成立の有効数とみなす。</p>	<p><u>第19条(総会の招集)</u> 1 通常総会は、原則として毎年1回会長が招集する。 2 臨時総会は会長が必要と認めるとき、会長が招集する。 3 前項のほか、正会員の5分の1以上から会議に附議すべき事項を示して総会の招集を請求されたとき、会長はその請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。 4 総会の招集は少なくとも10日以前にその会議に附議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。なお、必要に応じ、メール又はファックス(以下「メール等」という。)によることができる。</p>	
	<p><u>第20条(総会の議長)</u> 総会の議長は理事長とする。ただし理事長は代理の者を議長に指名できる。</p>	
	<p><u>第21条(総会の議決事項)</u> 総会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を決議する。</p> <p>(1) <u>事業計画及び収支予算</u> (2) <u>事業報告及び収支決算</u> (3) <u>財産目録及び貸借対照表</u> (4) <u>その他この協会の業務に関する重要事項で会長が必要と認められたもの</u></p>	
	<p><u>第22条(議事録)</u> 次の事項を記載した総会の議事録を作成し、必要な署名(2名以上)を得てこれを保存する。</p> <p>(1) <u>日時及び場所</u> (2) <u>総会総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)</u> (3) <u>審議事項</u> (4) <u>議事の経過の概要及び議決の結果</u> (5) <u>議事録署名人の選任に関する事項</u></p>	

現状	改定案	備考
<p>第10条【理事会】</p> <p>1. 理事会は原則として年二回とし、理事長が召集する。ただし理事長が必要と認めるときは、または理事の3分の2以上から開催目的明示の上、開催要求があった時は臨時理事会を召集する。</p> <p>2. 理事会の開催にあたっては、各理事に7日前までに議題を周知しなければならない。ただし、臨時理事会の場合はこの限りではない。</p> <p>3. 理事会における議事等は会員に周知しなければならない。</p> <p>4. 議決は、出席理事の過半数の同意を持って決する。ただし、欠席者で委任状の提出があった場合は理事会成立の有効数とみなす。また、賛否同数の場合は議長の裁決によるものとする。</p>	<p>第23条【理事会】</p> <p>1. 理事会は原則として年二回とし、理事長が召集する。ただし理事長が必要と認めるときは、または理事の3分の2以上から開催目的明示の上、開催要求があった時は臨時理事会を召集する。</p> <p>2. 理事会の議決事項は、総会の議決事項以外の事項とする。</p> <p>3. 理事会の開催にあたっては、各理事に7日前までに議題を周知しなければならない。なお、必要に応じ、メール又はファックス(以下「メール等」という。)によることができる。ただし、臨時理事会の場合はこの限りではない。</p> <p>4. 理事会における議事等は会員に周知しなければならない。</p> <p>5. 議決は、出席理事の過半数の同意を持って決する。ただし、欠席者で委任状の提出があった場合は理事会成立の有効数とみなす。また、賛否同数の場合は議長の裁決によるものとする。</p> <p>6. 前項の規定にかかわらず、緊急を要するときは、メール等により案件を示し議決を求めることができる。この場合、3分の2以上でもって議決し、理事長は、結果について、遅滞なく理事に報告する。</p>	<p>理事会の議決事項を明確化</p>
	<p>第24条(委員会の構成)</p> <p>1 委員会は、普及委員会、強化委員会、技術委員会、総務広報委員会及び特別委員会とし、会員の一部メンバーにより組織する。</p> <p>2 各委員会の設置及び廃止については、総会の議決を必要とする。</p>	<p>組織図参照</p>
	<p>第25条(委員会の活動)</p> <p>1 普及委員会は、トライアスロンの普及発展に係る活動を行う。</p> <p>2 強化委員会は、トライアスロン競技力の向上に係る活動を行う。</p> <p>3 技術委員会は、トライアスロンの技術審判面の向上に係る活動を行う。</p> <p>4 総務広報委員会は、本会の運営及びホームページ更新等に関する活動を行う。</p> <p>5 特別委員会は、本会の支援等、本会に関連する特別な活動を行う。</p> <p>6 各委員会は、担当する理事(委員長)が会員の協力を得て組織し、運営に関する重要事項を決定し運営する。</p>	



現状	改定案	備考
<p>第四章 資産及び会計</p> <p>第11条【資産】</p> <p>本会の資産は主として次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 会費 2) 寄附金品 3) 事業に伴う収入 4) 什器備品等の有体財産 5) その他の収入 	<p>第四章 資産及び会計</p> <p>第26条【資産】</p> <p>本会の資産は主として次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会費 2. 寄附金品 3. 事業に伴う収入 4. 什器備品等の有体財産 5. その他の収入 	
<p>第12条【会費】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本会の会費は1人年額3,000円とする。ただし、新規会員の場合、入会日による日割り計算は行なわない。 2. 前項の会費の他、理事会の議決により必要と認められた事項についてのみ、当該金額を臨時会費として徴収することができる。 	<p>第27条【会費】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本会の会費を次のとおり区分する。ただし、新規会員の場合、入会日による日割り計算は行なわない。<u>なお、本会費には手数料は含まない。</u> (1) <u>正会員:3,000円</u> (2) <u>審判有資格会員:2,000円</u> (3) <u>審判会員:なし。資格更新が条件。</u> 2. 前項の会費の他、理事会の議決により必要と認められた事項についてのみ、当該金額を臨時会費として徴収することができる。 	
<p>第13条【資産の管理】</p> <p>本会の資産は理事会の管理下におき、事務局長がこれを適切な方法により保管する。</p>	<p>第28条【資産の管理】</p> <p>本会の資産は理事会の管理下におき、事務局長がこれを適切な方法により保管する。</p>	
<p>第14条【会計年度】</p> <p>本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。</p>	<p>第29条【会計年度】</p> <p>本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。</p>	
<p>第15条【監査】</p> <p>監査役は、会計決算の監査を行い、会則に基づき適正に運営されているかどうかを監査するものとする。</p>	<p>第30条【監査】</p> <p><u>監事</u>は、会計決算の監査を行い、会則に基づき適正に運営されているかどうかを監査するものとする。</p>	
<p>第六章 補則</p> <p>第16条【会則の変更】</p> <p>この会則は、理事会の議決により変更することができる。</p>	<p>第六章 補則</p> <p>第31条【会則の変更】</p> <p>この会則は、理事会の議決により変更することができる。</p>	
<p>会則施工 平成 2年10月</p> <p>第1回改訂 平成 5年1月</p> <p>第2回改訂 平成10年4月25日</p> <p>第3回改訂 平成16年2月22日</p> <p>第4回改定 平成24年3月25日</p> <p>第5回改定 平成27年5月27日</p> <p>(適用 平成27年4月1日)</p>	<p>会則施工 平成 2年10月</p> <p>第1回改訂 平成 5年1月</p> <p>第2回改訂 平成10年4月25日</p> <p>第3回改訂 平成16年2月22日</p> <p>第4回改定 平成24年3月25日</p> <p>第5回改定 平成27年5月27日</p> <p>第6回改定 平成28年 月 日</p> <p>(適用 平成28年4月1日)</p>	